

## 第27回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H21.10.15(木)10:04 - 11:21

場所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、総務部(5名)、事務局

資料：第27回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

**資料 1** 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成13年三重県条例第47号）の見直しについて＜第2条第2号関係 座長まとめ＞

### < 検討会 議事概要 >

委員：第27回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の、検討会の予定を説明する。

第1に、現在検証中の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」に関し、総合的な計画以外の計画の議決、すなわち当条例第2条第2号関係について、前回の検討会で、その見直しに向けて結論が得られた。この見直し案について、改めて確認する。

第2に、この総合的な計画以外の計画の議決、すなわち第2条第2号関係について、執行部の意見聴取を行う。

第1、総合的な計画以外の計画の議決、すなわち当条例第2条第2号関係について、確認する。

前回の検討会において、総合的な計画以外の計画の議決について、この検討会での結論が得られた。この結論を、座長でまとめ、本日、**資料 1**としてお手元に配付している。

前回の検討会においては、副座長から提案いただいた**資料 1**をもとに、「総合的な計画以外の計画についても、総合的な計画と同様に、中長期的な計画であって、さらにその中でも「特に重要な」ものを、議決対象とすることとする」という結論だった。

ここで、「特に重要な」とは、計画の内容によって、議決対象とするべきか否かが決定されるべきという意見が反映されたものである。なお、「特に重要」という部分の考え方については、例えば、予算の規模、事業の確実性や具体性、全体的に見て他の事業に与える影響、県民の目から見て特に重要なものなどといった事項について総合的に勘案し、決定されるべきと、副座長から提案いただき、検討会でも了承された。

また、「中長期的」とは、総合的な計画と同様に、3～5年先あるいはそれ以上の将来を見据えたもの、という意味である。

さらに、現行どおり、法令等で定められているものは、除くこととなった。

なお、計画が条例第2条第2号の計画に該当し、議決を要するものであるか否かの判断は、条例の規定に基づいて知事が行うもの、ということが確認された。

そこで、この検討会としての結論は、「第2条第2号関係 総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの」、このとおりになる。

この資料1の座長まとめを、検討会における議論のまとめとすることに、異議はないか。

(「異議なし」の声)

委員：異議なしと認め、そのようにする。

次に、この総合的な計画以外の計画の議決、すなわち第2条第2号関係について、執行部の意見聴取を行う。

なお、執行部意見聴取に先立って、さる9月15日、第25回検討会において、政策部長及び総務部長が述べた、総合的な計画の議決、すなわち第2条第1号関係についての執行部意見に対し、検討会としての考えを説明する。

この第2条第1号関係についての執行部意見に対しては、副座長及び座長からその場で若干考え方を説明したが、検討会の中で議論を行った結果、ここで改めて検討会の考えとして説明する。

まず、政策部長からの1つ目、「戦略計画は知事のマニフェストである、戦略計画を修正することは、議会が県政の方針を決めることとなるのではないか」という意見について、検討会としては、次のように考える。

- 1 まさに、県政の方針を決めるのは、県民の代表で構成される議会である。
- 2 今回の見直し案の趣旨は、マニフェストを議決するというものではなく、知事が政策の実現に向けて県の施策及び事業を示し具体的な取組内容や目標数値を整理した、県の戦略計画を、県民の目線から審議及び議決するというものである。
- 3 県民の一方の代表である議員は、知事が政策の実現に向け、その手段としていかなる県の施策及び事業を、どの程度の目標で推進等していくのか、監視及び評価していく責務を負っている。

政策部長からの2つ目、「戦略計画の変更にあたって、その都度議決を要することとなると、災害や緊急雇用のような事業を実施する場合、迅速な対応ができなくなる」という意見について、検討会としては、次のように考え

る。

今回の見直し案において、議決された計画の変更にあたってすべての場合に議決を要するというものではなく、軽微な変更の場合には議決を要しないこととされた。また、災害対策や緊急雇用など差し迫って対応を求められている事態においては、戦略計画の内容に拘わらず、県は迅速に対応すべきものである。計画の変更と事業の実施とは、分けて考えるべきである。

政策部長からの3つ目、「現行のプロセスで問題ないのではないか」という意見について、検討会としては、次のように考える。

戦略計画について、議員を通じて県民の意見を反映させることは、現行のプロセスでも一定程度達成されていると思われる。しかし、戦略計画を含め総合計画は、県政の基本、根幹となるものであり、県民の関心も高いものであるので、県民の代表である議員は、それについて意思を明らかにして、県民に対して政治的に責任を取る必要がある。

政策部長からの4つ目、「戦略計画が議決対象ということになると、職員が萎縮するのではないか」という意見について、検討会としては、次のように考える。

- 1 議員は県民の代表であり、審議や議決にあたっては、県民の視点で行うものである。職員は、自信を持って、県民に向かって仕事をしていただきたい。

総務部長からの1つ目、「知事の予算提案権又は予算執行権との関連」に係る意見について、検討会としては、次のように考える。

- 1 仮に、議会の側に戦略計画の変更について意見がある場合、その意見の反映について、変更の程度等によっては慎重に対応する必要があるのは当然である。しかし、これは、あくまで条例の運用の問題であって、この条例の見直し案自体が問題というものではない。
- 2 また、議会の側にも、予算を修正する権限や、予算を伴う条例案を提出及び議決する権限があるところである。
- 3 さらに、戦略計画と予算とは、別々に審議され、議決されるものである。

それぞれの議決は、それぞれの意義を持つものであり、仮に戦略計画が議決されたとしても、それに関連する予算が認められたというものではない。

総務部長からの2つ目、「知事のマニフェストとの関連」については、政策部長からの1つ目の意見と重複するものであるので、そこで説明したとおりである。

また、知事が選挙においてマニフェストを掲げて当選したからと言って、一概にマニフェストのすべてが、全県民に支持されたというものではないということを、申し上げておく。

総合的な計画の議決、すなわち第2条第1号関係についての執行部意見に対する検討会としての考えは、以上である。

引き続き、総合的な計画以外の計画、すなわち第2条第2号関係について、執行部意見聴取を行う。

執行部：9/15に引き続き、本日再度、検討会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝する。本日は、条例第2条第2号に係る総合的な計画以外の計画を議決することについて、意見を申し上げる。

それに先立ち、先般、第2条第1号にかかる総合的な計画を議決することについて意見を申し上げたところであるが、改めて申し上げる。二元代表制の下、知事と議会とはそれぞれ県民から直接選ばれ、適切な役割分担をするものと考えている。地方自治法上、知事は地方公共団体の統轄代表権を有し、行政執行の結果に対して法的に責任を担うこととされている。他方、議員は、計画を議決することで責任を担うとはいえ、政治的な責任を負うに留まるところである。知事は、法制度上も、権限と同時に責任を有するとされているところである。

知事と議会とが車の両輪のように一体となって県政に当たることが大切と考えるところである。議会は、議決という強力な手段を有し、執行部に対して優位な立場にあるが、併せて、議決の重みを自覚し、その強力な権限を行使することによって県民への行政サービスが低下することとならないよう、十分配慮していただきたいと考えるものである。

戦略計画を議決対象とすることによって、県民へのサービスに支障が出るということもなお予想されるところであり、そのような事態になると統括代表権を有する知事が責任を負うこととなる。

また、議決によって執行部を拘束するものではないとは言うものの、なお懸念が残るところである。慎重な対応をお願いしたい。

第2条第2号について、執行部としての考えを申し上げる。先ほど、この規定に基づき議決の対象となる計画は、「県行政において特に重要な計画」であって、かつ、「中長期的なもの」と説明された。さらに、資料1-4にあるように、いずれの計画が議決対象となるかは知事によって決定されるという説明であった。

しかし、ここで「特に重要な」あるいは「軽微な変更」とはどのような要件を満たすものかを、具体的に明示していただきたい。それがないと、議決対象に該当するか否かについて判断が付きにくいと思われるので、明確にしたいと考えているところである。

議決対象となる計画の今回の定義について、仮に、現在策定されている県の計画の中で、具体的にいずれが該当するのか、例えば何々条例に基づく

何々計画とされれば分かりやすいが、ある程度具体的にお示しいただきたい。

次に、中長期的とは3年ないし5年であると座長から説明されたところである。これは、現行の規定では5年超とされているものである。知事及び議員の任期は4年であり、議員の任期の期間には予算の議決によって、行政への監視やチェック機能は果たせるものである。現行の5年超という基準は、任期を越える計画についてコントロールを及ぼそうという趣旨かと思われるが、任期中に実施される計画まで議決することとして、チェックしようとするには疑問を感じる。

計画が一旦議決されると議決の重みが生じるものである。事業費などの具体的な数値がそれによって拘束されることとなることである。先ほど、計画の変更と事業の実施とは分けて考えるべきとご説明だったが、また、軽微な変更の解釈にも関わることであるが、事業費、事業量、事業の内容などの点で、どの程度であれば変更しても議決を要しないものか、その目安を明らかにしていただきたい。

やはり一旦議決されると、その計画はなかなか変更できなくなると予想されるものであり、それについて懸念される。

以上である。

委員：執行部の意見に対して、委員各位から質疑はないか。

委員各位から質問がないようであるので、私から考えを申し上げる。

第2条第2号について、計画が「特に重要」であるかどうかについては、その考え方を一定程度お示したいと考えている。それは必ずしも条例上明記するというわけではなく、例えば条例案の審議の過程で説明し、議事録として残すことなどという方法もあろうかと思われる。

「特に重要」というものの考え方については、今後検討会で検討するなどしたいと考えており、その検討した上でお示しすることとなると思われる。

次に、「中長期的」というものの考え方については、単年度や2年程度の計画は、実質的に予算案の審議の中で議論されることとなると考えているところであり、それ以上の計画期間の計画で、「特に重要なもの」を議決していこうというものである。

次に、議決を要する変更であるか否かの考え方については、検討会としての考えを示したいと考えている。

以上のとおり、検討会としての考え方をいくつかお示しすることとなろうと考えている。

委員：先ほどの執行部からの総括的な説明の内容について、確認したい。知事は最高統括権を有し、他方、議員は政治的責任を負うとの説明だった。この、議員が負うという政治的責任の意味は何か。

執行部：先ほどの説明で言及されていた政治的責任というものと、意味は同様を考える。

委員：また、議会には議決権があり、執行部より上位に位置するという説明だったが、そうであればなおさら総合計画という県政の基本となるものを、車の両輪である知事と議会とが、それぞれ計画案を提出又は議決することによって、両者が関わるというのが本来の姿ではないか。

執行部：基本的なものに対する認識の相違かと思われる。戦略計画や、あるいはそれを実施するためのさらに下位のアクションプログラムなどがあって、全体として計画となっているものもある。

この場合、議決対象とは基本的な考え方だけを指すものなのか。

委員：計画において何が基本的だということか、その点を整理すれば、戦略計画を議決対象とすることに問題はないのか。

執行部：どこまでが基本ということかについて、議会の側と議論させていただきたいと申し上げているところである。

委員：議会は行政執行に入り込むなという趣旨の発言だったと理解しているが、基本的というものの考え方の整理ができれば、戦略計画を議決対象とすることを、執行部も認めると言うことか。

執行部：議決対象となる総合的な計画に、いずれの計画が該当するのかという議論かと思われる。10年の県民しあわせプランがあり、それは既に議決されているものである。このような基本的なものと、中身の整合性が図られているか検討した上で、延長線上に当たるものなのか、あるいは新たなものを付加するものなのか、判断が分かれるものと思われる。

委員：戦略計画に拘り過ぎてはいけない。議会は、この条例に基づいて政策及び施策を議決対象としようとしているものである。戦略計画を通して議論しようというのであれば、執行部もどこまで計画の重要な部分と整理しているのか、出す必要がある。

執行部：戦略計画を議決対象とすることについての議論であれば、総務部だけでなく政策部も共に検討させていただく必要がある。今回は共に意見を申し上げたが、今回は第2条第2号関係ということで、政策部は出席していない。計画を、基本的なものと基本的以外のものに分離することが可能かなども検討する必要がある。

委員：第2条第2号に関する意見聴取とはいえ、本日、政策部の出席がないのは残念である。

委員：先ほどの執行部意見の趣旨は、どのような計画が「特に重要なもの」であるのか、その定義を明確にすべき、あるいは具体的にどのようなものが該当するのか示すべき、任期内で実施される計画まで議決されると拘

束される、という趣旨であるとの印象を受けた。

この検討会において検討されたこととしては、県政運営において総合計画は県民の生活に対して大きな影響を与えるものであり、議決という形で議会も参画することが二元代表制の本来の在り方に即するのではないかということである。どの計画を議決すると定義することによって、議会の議論が絞られてしまうこととなるので、数字という年数規定で区切ってはいけないという議論だった。

議決対象となる計画について細かい定義をするよりも、知事と議会とが議論を経て計画を議決するという方向でやっていきたい、そのためには条例に明記するより申し合わせなどの方法が適当ではないかと考えたものである。

それにも関わらず、執行部としては細かく決めておかなければならないという意見か。

執行部：そのご意見は、正鵠を得ていると思われる。

仮に計画の変更が行われる場合、策定に当たって議決されていると、その当初の議決に引きずられることとなるのではないか。当初の議決に引きずられることとなると、難しい問題が発生すると思われる。

当初戦略計画が議決されたために、それを変更することは困難なこととなるのではないかと、なお懸念される。説明では、条例の運用とは分けて考えればよいとのことであったが、実際にはそうはならないのではないかと考えられる。

計画の基本的な部分とは何かという議論に関しても、仮に数値が変更されることとなった場合、運用で切り分けてよいものか、なお疑問が残る。

委員：中央政界を見ても分かるように、政治は時々刻々と流動するものである。

大きなものが議決された段階で考えればよいものであり、最初のうちから議決対象となる計画を決めておくよりも、条例の運用の中で決めることとした方が、お互い力量が発揮しやすいのではないか。

議会を信用していただきたい。

執行部：計画の策定に当たっては、素案を議会にお示しするなどして方向性などご議論いただいているところである。しかし、それは、条例で議決対象と規定することとは異なるものである。

議論の過程で修正されるというのはよいが、仮に議決されるとそれは大きな足枷となる。議決された計画を変更するのは困難であり、フレキシブルな、時勢に応じた対応ができなくなる。

委員：議決をしなければ、議会の意思となっているのか不明瞭である。少数会派としては、意見を反映してもらえない。議会としては議決というプロセスが必要と考える。

委員：「重要な計画」及び「軽微な変更」については、検討会としての考えを示すつもりである。また、それを議案として提出するか否かの最終的な判断は、知事が行うものである。

また、計画の素案が常任委員会などで示され、そこで議論される段階で、その計画は重要なものであるか否かについて、議員から提案されることもあり得ることと考えている。

一例として、「美し国おこし・三重」三重県基本計画の場合、当初は、議決対象に該当しないとされていた。しかし、素案などに基づいて議論が行われ、議案とされたものである。

執行部：この条例の当初制定時、これこれの計画が該当すると整理されていた。

あのようにお示しいただくと、わかりやすいものである。

議論の中で決めていくこととすると力関係によって左右されることとなるのではないかと思われる。条例の中で明記される方が、透明性が高まると思われる。

委員：現行の条例では、5年超の計画を対象とすることとなっている。しかし、議決する総合計画を5年超と決めるのはおかしいという議論になった。5年超のものが議決対象となることは、あらかじめ条例で規定されていたため、県民しあわせプランは、このように薄いものになった。

他方、戦略計画について、議会で議論は行われたが議決していないところである。

この違いはおかしいのではないかというのが議論のスタートだった。総合計画を議決対象とするということは、検討会として決定したことである。現行の条例の規定では5年超のものだけが前提となっているが、この現状がおかしいのである。

議決しようとする時に、その議決対象の総合計画に数値があってもなくても構わないところである。それは様式の問題である。どこまで位置付けるのとは別の問題である。

執行部：第2条第1号に基づいて総合計画を、同条第2号の規定に基づいて県政全般の中で分野に係る計画を議決対象とするものである。年限を以て計画すべてを議決対象にするという論理は、あらくたと思われる。従って、議決対象となる計画について、ある程度の限定が必要なところである。そうしないとすべての計画が、対象に入ってくることとなる。そこで、重要な計画の定義を明らかにしていただきたい。

委員：第2条柱書きにおける「5年超」という規定は削除されることとなった。

この削除は、柱書きであるので第2号にまで及ぶこととなる。第2号の規定について、対象となる計画について細かいところまで書くのか、あるいは



は今までどおりの方法を継承してくのか悩ましいところである。

執行部：第2条第1号について、元に戻せば、悩みはなくなるのではないか。

委員：第2条第1号において、総合的な計画で中長期的なものを議決対象とすることとした。同条第2号において、同条第1号と同様に、中長期的な計画で特に重要なものを議決対象とすることとした。この「特に重要」の考え方については、一定程度執行部に示す方針である。しかし、このようなものを議決対象とすると検討会で決定したものである。議論の後戻りはしない。

執行部：本日は、第2条第2号について意見を述べる場であるため、総務部長のみ出席し、政策部長は出席していないものである。同条第1号にも話が及ぶのであれば、政策部長も出席するところであった。

同条第1号については、政策部の所管に係るものであるので、政策部長と調整させていただきたい。

委員：議論が戻ることはないとの説明であったが、これまで5年超の計画のみ対象とされてきたため、これより短い計画期間で重要な計画が議決の対象とならなかったものである。計画期間が短くても、議決の対象とすべき重要な計画があったのではないかという認識である。

委員：執行部の回答は、県民しあわせプランや戦略計画を議決対象とすること及びそれらとマニフェストとの関係についてである。今回の見直しについての議論は、県の総合的な計画としては県民しあわせプラン、戦略計画及び県政運営方針の3つが一体となっているものであるが、この内の実施計画を議決対象とするというものである。なお、軽微な変更をする場合には、変更議決を要しないこととされた。また、県政運営方針について、議決は要しないこととされた。

第2条第1号と同条第2号とは別の問題として整理していかなければならない。

委員：議決の対象として、総合的な計画とそれ以外の計画とは別の話である。

本日は、第2条第2号に基づき議決する計画について、意見聴取をしているものである。

委員：この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、県の計画を議決の対象とすることにより、議会がさらに責任を持っていこうというものである。もっとも、法定受託事務に関することは議決の対象外とするところであるが。しかし、議会も、これからは政策について責任を持ったり、積極的に関わったりしていこうという方向性である。

執行部：その際には、議決の重みやそれに伴う責任を、自覚していただいたいと申し上げている。

委員：それを自覚しているのです、このように検討しているものである。そもそも、執行部には議会はうるさいと通念があるのではないか。そのため、議決の対象となると職員の意識が萎縮することとなるという意見に繋がったのではないか。職員の意識の改革も進められていると思うが、議会とはそのような存在ではない。

委員：冒頭、執行部の説明で、戦略計画を議決の対象とすることにより、行政サービスが低下することとなることが懸念されるという部分があった。議決対象とすることにより、県政にプラスになるという考えの基に、見直しているところである。

具体的にどのような問題があって、行政サービスが低下すると言うのか。

執行部：総務部は職員の人事管理も所管している。職員の時間外勤務も多く、それに対してはメンタルな面からも含め対応しているところである。議決された計画は、その変更にあっても議決を要することとなるため、実務的な事務負担が増すこととなる。時間外勤務の削減に向けて取り組んでいるところであり、事務の負担を増すこととならないようお願いしたい。

委員：職員の問題はさておき、計画を議決対象とすることによって行政サービスがどのように低下するというのか。変更の際に議決を要するという面はあるが、この政策は、県民にとってプラスとなるものではないという意見か。職員の負担が増すとは別の議論だ。

執行部：議会の中で、計画の方向についてご議論いただくのはよいが、条例に基づいて議決を要することとなると、作業も伴ってくるものである。それによって、県民サービスを低下させることはないようにすべきであるが、議決対象となることによって作業量が増加すると、執行部の力が至らなくなる可能性がある。

委員：行政当局が積み上げてきたものについて、議員が関与することによって生きた行政となり、それが政治であると認識している。

執行部：「美し国おこし・三重」三重県基本計画が議決された際の例を挙げるが、これは2016年までの予算の概要を示している。所要は20～30億円である。これを実施することによって、他の事業がどのように変更され、どの予算に影響を及ぼすか、説明した。戦略計画は、具体的な数字に関わってくるものであるが、仮に計画を修正した場合、それがどのように予算に反映されるかは、予算案が提出されるまで分からないものである。審議や質疑応答の際、議員から質問されても、執行部としては適切に示すことができないもどかしさも感じているところである。さらに、県民サービスにどのような影響を与えることとなるか分からない。これらはあたかも数字のパズルのようなものであり、それを議決の対象として審議することに意味があ

るとは思われない。「美し国おこし・三重」の場合そうであったように、議論のための議論に陥ることとなるのではないか。「美し国おこし・三重」の場合、結局これの予算に関する部分は議決しなかった。しかし、そのために要する作業を想像していただきたい。計画の基本的な部分を議決するというのであれば、どの部分が基本的であるのか整理していただきたい。また、国からの一方的な通知に基づいて策定される計画もある。そのような場合、事業の財源は、都度変更されたりすることもある。

委員：先ほどからの議論を聞いているが、予算に反映されていることに関する資料を議会に提出してもらうことは、無駄ではない。審議に当たってデータを出してもらうのは当然のことである。執行部が、職員はこれ以上の負担に耐えられないというのであれば、職員の増員が必要であると知事に言っていただくべき。一方で職員を減員しながらそのような発言をするのはおかしい。

執行部：総務部は職員の管理と予算とを所管するものである。小泉改革における三位一体改革の影響により、地方の財源は減少した。人員の削減は、県民サービスに支障が出ないようにぎりぎりの線に対応しているところである。人員増が人件費の増に繋がれば、行政サービスの低下に繋がるため、両方のせめぎ合いで調整を図っているところである。

委員：国の削減の方針は理解しているが、総務部としての、職員の定数はぎりぎりのところであるとの発言は容認できない。行政サービスに対する需要は予測できるものであり、それにはどのように対応すればよいか、例えば他の事業の予算を削ってきてでも対応するという立場に立っていただきたい。

委員：新県立博物館の建設の場合を例に挙げるが、これについては議員の中でも2つの意見がある。新県立博物館基本構想に関し、新県立博物館を建設するか否かはまだ決定されたわけではなくこれから決定することであるという意見と、既に建設すると決定されたという意見である。新県立博物館基本構想を、仮にこの条例に基づいて議決しておけば、このような問題は起こらなかった。

このような背景があり、県行政における特に重要な計画は議決するべきという結論に至ったものである。

執行部：計画を審議することは、実際にはその計画に関わる数字を出せという議論になる。そこで数字を示すと、その数字が一人歩きすることとなり、他の計画との整合性も図らなければならなくなる。執行部としては、求められれば答えようとする。計画の審議に当たって数字を求めているというのであれば、本会議や全協などにおける議論で、切り分けていただきたい

い。

委員：予算に関する議論と思われるが、戦略計画には重点事業及び舞台づくり事業で想定される事業費として記載されているだけである。このような事業費に拘っているものではない。想定事業費の変更などはあり得るものであり、拘る必要はない。

執行部：事業が達成できなかったという事態に至ると、大まかには予算が足りなかったという理由であるが、その理由のさらなる原因にきちんと答えようとすると、そこに作業が生まれる。また、突発的に予算を要する事態は起こるものである。昨年度来の緊急雇用対策事業については、議会にも迅速な予算審議をお願いして造作をおかけしたが、これは重点事業を追加して行ったものである。あのような状況で、さらに戦略計画の変更議決という手続きが必要だった場合、対応できたかと考えると難しいと思われる。審議の対象となるという計画の基本的なことを、明確にしていきたい。

委員：計画を議決するに当たっては、予算に関することは審議しないこととしても難しいということか。

執行部：計画が議決されることとなると、その審議においては資料が必要という議論になる。そのような資料は、最後は毎年の予算で提出し、説明しているものである。その前の段階で審議する必要はないのではないか。

委員：計画における基本的なものとして、予算に関することは外せばよいのか。

執行部：予算に関するものだけでなく、目標値など数字に関するものはすべて外させることとなる。

委員：新県立博物館基本計画には、予算的な数字は入っていなかったのか。

執行部：入っているが、1対1でリンクしているものではない。予算に関連させることができない部分がある。

委員：所要120億円という数字は、知事が勝手に言ったものか。

執行部：根拠のある数字を、一定程度積み上げたものである。しかし、それ以外のリンクする予算と調整しているものではない。

委員：戦略計画には、歳入に係ることは全く記載されていない。これが予算に関わるというのは、すり替えた議論ではないか。事業規模が歳入の状況によって変更されるなどということはあることであり、そのようなことまで変更議決の対象にしようとしているものではない。

執行部：戦略計画に記載されている事業費以外にも、人件費や庁舎管理費など要している経費がある。ある事業費が変更になると、他の事業費でも変更があるものである。

委員：この戦略計画に記載されている想定事業費は、おおよその数字であり、この戦略計画に記載されたすべての事業にどの程度要するのかを示してい

るものはない。

執行部：中期財政見通しにおいて、イメージを示しているところであるが、これが議決されることとなるとイメージでは済まされなくなる。

委員：この戦略計画に記載されたすべての施策及び事業のトータルの予算を示しているものではない。

執行部：大きく考えると、予算は全体的に繋がっているものである。議決されることとなると、すべてに整合性が図られなければならない。

委員：この戦略計画から予算と事業費に関するものを除けばよいということか。例えばこれとこれを除けばよいという議論か。

執行部：その点については、政策部長と詰めた上で議論させていただきたい。

委員：この条例に基づいて、県の総合計画の中身を議決しようという議論である。

執行部：何を以て総合計画の中身とするのか、認識はバラバラではないか。

委員：私は戦略計画を議決対象とすることに慎重な立場である。議決するからには議決責任が生じるものである。また、その他気に掛かることとして、計画の提案権は知事にあることや、他の議決対象となっている計画には数値の入っているものもあれば入っていないものもあることである。

今後、議決の対象となる計画が策定される際には、その計画に予算まで入ってくるようになるのか。もし入ることとなると、それを議決することに政治的責任も生じる。

今の実施計画の形にとらわれなくて、より具体的な計画とすることは良いことだが、予算額まで入れることはないのではないか。

委員：執行部は、戦略計画を議決対象とすると議長マニフェストに挙げられていたため、その取り扱いについて警戒しているのではないか。戦略計画を議決対象とすることは、執行部の予算編成にまで踏み込むものではない。

「美し国おこし・三重」や新県立博物館基本計画などが、突然出てきてその計画に沿って進められることについて、そのような計画を議会で審議した上で進めようというのが、今回の見直しの趣旨である。

執行部：戦略計画を議決対象とすることは、議長マニフェストと関連しているものではないのではないかと。執行部はそうのように認識している。

委員：執行部意見聴取及び質疑を終了します。執行部には退席していただきたい。

執行部：計画の基本的なものについてご提案を受け、改めて場を設けていただきたい。基本とは何かを議論させていただきたい。

委員：検討会としてどのように対応するか、検討する。

本日の検討会はこれで終了する。次回以降の日程については、追って連絡

する。